別表第３　削除

別表第４（第４条関係）

級 別 標 準 職 務 表

ア　一般職給料表

職務の級	職　務　の　内　容
１級	定型的な業務を行う者の職務
２級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う者の職務
３級	１　主任の職務 ２　前号のほか、会長が指定する職の職務
４級	１　主査の職務 ２　統括主任の職務 ３　前各号のほか、会長が指定する職の職務
５級	１　課長補佐の職務 ２　副主幹の職務 ３　所長の職務 ４　困難な業務を所掌する主査の職務 ５　前各号のほか、会長が指定する職の職務
６級	１　困難な業務を所掌する課長補佐の職務 ２　困難な業務を所掌する副主幹の職務 ３　所長の職務 ４　前各号のほか、会長が指定する職の職務
７級	１　次長の職務 ２　課長の職務 ３　主幹の職務 ４　困難な業務を所掌する所長の職務 ５　前各号のほか、会長が指定する職の職務
８級	１　事務局長の職務 ２　高度の知識経験に基づき困難な業務を行う次長の職務 ３　高度の知識経験に基づき困難な業務を行う課長の職務 ４　高度の知識経験に基づき困難な業務を行う主幹の職務 ５　前各号のほか、会長が指定する職の職務
９級	１　高度の知識経験に基づき困難な業務を行う事務局長の職務 ２　前号のほか、会長が指定する職の職務

イ　医療職給料表

職務の級	職　務　の　内　容
１級	准看護師の職務
２級	１　保健師の職務 ２　看護師の職務 ３　前各号のほか、会長が指定する准看護師の職務
３級	１　主任の職務 ２　困難な業務を行う保健師の職務 ３　困難な業務を行う看護師の職務 ４　前各号のほか、会長が指定する准看護師の職務
４級	１　主査の職務 ２　統括主任の職務 ３　前各号のほか、会長が指定する職の職務

別表第５（第 11 条関係）

管　理　職　手　当　表

給料表の適用区分	職	手当の額
一般職給料表	９級の職務にある者の職	104,200 円
	８級の職務にある者の職（会長が別に定める職を除く。）	94,000 円
	８級の職務にある者の職のうち、会長が別に定める職	82,200 円
	７級及び８級の職務にある者の職（８級の職務にあっては、会長が別に定める職に限る。）	77,400 円
	５級及び６級の職務にある者の職（５級の職務にあっては、会長が別に定める職に限る。）	62,300 円

別表第６（第16条関係）

特 殊 勤 務 手 当 表

手当の種類	勤　務　内　容		手当額	備考
特殊勤務手当	⑴　車両の運転整備に従事した場合	大型バス	日額 150円	
		マイクロバス	日額 120円	
		会長が別に定める車両	日額 100円	
	⑵　12月29日から翌年１月３日までに勤務した場合		１時間につき 800円	
	⑶　24時間対応の事業に係る相談対応のため、業務時間外に事業用携帯電話を携行して自宅等で待機した場合（権利擁護センター事業に限る。）	ア　午後５時15分から午後12時まで	１回につき 250円	
		イ　午前零時から午前８時30分まで	１回につき 250円	
		ウ　午前零時から午後12時まで	１回につき 500円	
	⑷　24時間対応の事業に係る相談対応のため、業務時間外に事業用携帯電話を携行して自宅等で待機した場合（権利擁護センター事業以外の事業）	ア　午後５時15分から午後12時まで	１回につき 500円	
		イ　午前零時から午前８時30分まで	１回につき 500円	
		ウ　午前零時から午後12時まで	１回につき 1,000円	

別表第７（第 21 条の２関係）

管理職員特別勤務手当

ア　休日に勤務した場合の表

給料表の適用区分	職	支給額
一般職給料表	９級の職務にある者の職	10,000 円
	８級の職務にある者の職（会長が別に定める職を除く。）	10,000 円
	８級の職務にある者のうち、会長が別に定める職	8,500 円
	７級の職務にある者の職	8,500 円
	５級及び６級の職務にある者の職	7,000 円

イ　休日以外の日に勤務した場合の表

給料表の適用区分	職	支給額
一般職給料表	９級の職務にある者の職	5,000 円
	８級の職務にある者の職（会長が別に定める職を除く。）	5,000 円
	８級の職務にある者のうち、会長が別に定める職	4,300 円
	７級の職務にある者の職	4,300 円
	５級及び６級の職務にある者の職	3,500 円